

大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例(大阪府条例第59号)(以下「条例」という。)」第15条の規定に基づき、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、条例第14条の規定に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 副本部長は、健康医療部担当副知事の職にある者をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第3条 本部長は、本部を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部は原則公開とする。

(事務局)

第4条 本部の事務局は、健康医療部保健医療室地域保健課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

<別表>

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
万博推進局長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
教育長
警察本部総務部長